

1. 環境に配慮した運転・管理

ウ. 点検・整備の自主管理基準

改定日

車両点検・整備マニュアル

木村金属工業株式会社

1. 点検・整備

(1) 車両や機器の点検について、あらかじめ点検・整備計画を作成した上で確実に実施する事。

(2) 点検結果に基づき、整備すべき項目について速やかに対応を行い、作業中の故障・事故の発生防止に努める事。なお、故障あるいは事故発生時など不慮の事態に備えて、各種点検結果の記録を保管しておくこと。

(3) 点検整備における責任者は運送部の部門長が兼任する。

運送部 部門長

点検整備責任者 山田剛

(4) 車両の点検及び管理内容

日常点検 実施要領 別紙参照

日常点検表 別紙車両点検チェックリスト参照

報告方法 是正予防処置要求書にて報告

定期点検 実施要領 別紙1参照

日常点検表 別紙車両点検チェックリスト参照

報告方法 是正予防処置要求書にて報告

(5) 点検整備制度と車種の関係

点検内容	時期	車種
日常点検	運行前点検1日1回運行前に実施	全車種
定期点検	3ヵ月点検	全車種
定期点検	6ヵ月点検	全車種

(6) 整備責任者の職務事項

以下に掲げる事項の執行に係る基準に関する規定を定め、これに基づき業務を行わなければならない。

ア. 「自動車点検基準」による日常点検の実施方法を定める事。

イ. 日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定する事。

ウ. 「自動車点検基準」による定期点検の実施方法を実施する事。

エ. 上記点検のほか、随時必要な点検を行う事。

オ. 上記各点検の結果必要な整備を実施する事。

カ. 定期点検及び前号の整備の実施計画を定める事。

キ. 点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理する事。

ク. 自動車車庫を管理する事。

ケ. 運転者を指導し監督する事。

日常点検項目 1/2

点検箇所	点検項目	点検の実施の方法	
運行中の異常箇所	当該箇所の異常	○前日又は前回の運行中に異状を認めた箇所について、運行に支障がないか。	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	○エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込んだとき、床板とのすき間(踏み残りしろ)や踏みごたえが適当であるか。 (床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがある。) ○エア・ブレーキが装着されている自動車の場合は不要。なお、「車の周りからの点検」の欄を参照。	
	駐車ブレーキ・レバー(パーキング・ブレーキ・レバー)	○パーキング・ブレーキ・レバーをいっぱい引いた(踏んだ)とき、引きしろ(踏みしろ)が多すぎたり、少なすぎたりしないか。 ○トラック、バスなどにおいて用いられるホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、レバーが固定され、空気の排出音が聞こえるか。	
	原動機(エンジン)	※かかり具合、異音	○エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検。また、エンジン始動時及びアイドリング状態で、異音がないか。
		※低速、加速の状態	○エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くか。 ○徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検。
	ウインド・ウォッシュャ	※噴射状態	○ウインド・ウォッシュャ液の噴射の向き及び高さが適当か。
	ワイパー	※拭き取りの状態	○ワイパーを作動させ、低速及び高速の各作動が不良でないか。 ○きれいに拭き取れるか。
	◎空気圧力計	空気圧力の上がり具合	○エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合が極端に遅くないか。 ○空気圧力が空気圧力計の表示に示された範囲にあるか。
◎ブレーキ・バルブ	排気音	○ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合に、ブレーキ・バルブからの排出音が正常であるか。	
エンジン・ルームの点検	ウインド・ウォッシュャ・タンク	※液量	○ウインド・ウォッシュャ液の量が適当か。
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量	○リザーバ・タンク内の液量が規定の範囲(MAX~MIN など)にあるか。
	バッテリー	※液量	○バッテリー各槽の液量が規定の範囲(UPPER~ LOWER など)にあるか。
	ラジエータなどの冷却装置	※水量	○リザーバ・タンク内の冷却水の量が規定の範囲(MAX~MIN など)にあるか。(冷却水の量が著しく減少しているときは、ラジエータ、ラジエータ・ホースなどからの水漏れのおそれがある。)
	潤滑装置	※エンジン・オイルの量	○エンジン・オイルの量がオイル・レベル・ゲージにより示された範囲内にあるか。
	△ファン・ベルト	※張り具合、損傷	○ベルトの中央部を手で押し、ベルトが少したわむ程度検であるか。 ○ベルトに損傷がないか。
<p>(注)</p> <p>1※ 印の点検項目は、「自家用貨物など」、「事業用など」に分類される自動車にあつても、自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に行えばよい。</p> <p>2◎ 印の点検箇所は、エア・ブレーキが装着されている場合に点検。</p> <p>3△ 印の点検箇所は、「自家用乗用など」に分類される自動車にあつては、定期点検の際に実施。</p> <p>4□ 印の点検項目は、「大型車」の場合に点検。</p>			

日常点検項目 2/2

	点検箇所	点検項目	点検の実施の方法
車の周りからの点検	灯火装置、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	○エンジン・スイッチを入れ、前照灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合や方向指示器の点滅具合が不良でないか。 ○レンズや反射器に汚れや変色、損傷などがないか。
	タイヤ	空気圧	○タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないか。 (扁平チューブレスタイヤなどのようにたわみの状態により空気圧不足が分かりにくいものや、長距離走行や高速走行を行う場合には、タイヤゲージを用いて点検。)
		□取付けの状態	○ディスク・ホイールの取付状態について、目視により以下を点検。 ○ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。 ○ホイール・ボルト付近にさび汁が出た痕跡はないか。 ○ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さの不揃いはないか。 ○ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないか。(点検ハンマなどを使用。)
		亀裂、損傷	○タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないか。 ○タイヤの全周にわたり、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んでいないか。
		異状な摩耗	○タイヤの接地面が異状に摩耗していないか。
		※溝の深さ	○溝の深さに不足がないかをウェア・インジケータ(スリップ・サイン)などにより点検。
	◎エア・タンク	タンク内の凝水	○ドレン・コックを開いて、タンクに水がたまっていないか。
	◎(ブレーキ・ペダル)	※(踏みしろ、ブレーキのきき)	○エア・ブレーキが装着されている自動車の場合。 ○ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあつては、規定の空気圧の状態、ブレーキ・ペダルを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検。 ○フル・エア・ブレーキが装着されている自動車にあつては、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、ブレーキ・チャンバのロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検。
(注)			
1※ 印の点検項目は、「自家用貨物など」、「事業用など」に分類される自動車にあつても、自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に行えばよい。			
2◎ 印の点検箇所は、エア・ブレーキが装着されている場合に点検。			
3△ 印の点検箇所は、「自家用乗用など」に分類される自動車にあつては、定期点検の際に実施。			
4□ 印の点検項目は、「大型車」の場合に点検。			

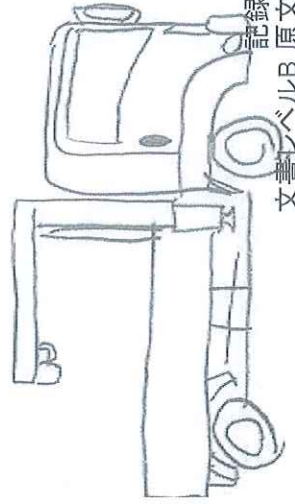
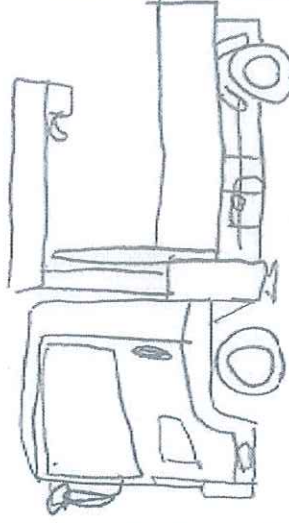
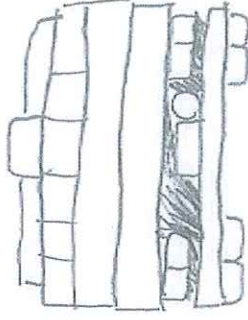
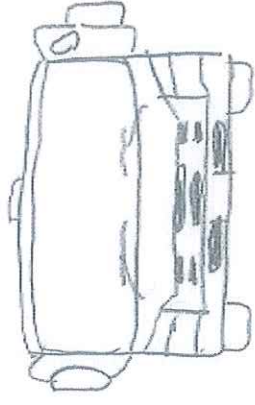
＜点検結果への対応と結果の保管＞

あらかじめ点検表を作成し、それに従い確実に点検を実施するとともに、点検結果に基づき整備すべき項目については速やかに対策を講じること。なお、点検結果については記録を保管すること。

車両 点検チェックリスト

車名	登録番号	初年登録年度
日産ディーゼル	横浜100た1276	平成27年2月

点検年月日	月 日 (土)	月 日 (月)	月 日 (火)	月 日 (水)	月 日 (木)	月 日 (金)
走行距離						
運転手名						
<input type="checkbox"/> エンジンオイル(液量)						
<input type="checkbox"/> バッテリー (液量・ターミナル配み)						
<input type="checkbox"/> ラジエター(液量)						
<input type="checkbox"/> ブレーキオイル(液量)						
<input type="checkbox"/> ハンドル						
<input type="checkbox"/> ブレーキ・アクセルペダル						
<input type="checkbox"/> ハンドブレーキ						
<input type="checkbox"/> クラッチ						
<input type="checkbox"/> ボディ (損傷・方向指示器等損傷)						
<input type="checkbox"/> タイヤ (目視)						
<input type="checkbox"/> ホイール (目視)						
<input type="checkbox"/> マフラー						
<input type="checkbox"/> オイルの漏れなど						
<input type="checkbox"/> ヘッドライト・ブレーキランプ						
<input type="checkbox"/> ワイパーブレード						
<input type="checkbox"/> 車内清掃						
<input type="checkbox"/> 燃料キャップの緩み						
<input type="checkbox"/> タイヤの空気圧 (月初めに必ず)						
<input type="checkbox"/> 車載工具一式						



■ 点検記号

点検良好 L

部品交換 X

修理 Δ

締付 T

給油(水) L

■ メモ

■ 会社連絡先

046-835-1276

水野 090-3313-5019

木村 080-1246-4166

中川 090-4169-9248

■ 保険会社

(有)パートナー

046-821-4755

柳原 090-8842-2874

記録作成日(年/月/日):

文書レベルB 原文書 ■ 本紙 □ DATA

【関係法令の要点】

◆労働安全衛生規則 第151条の75、第151条の76

事業者は、貨物自動車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に点検を行わなければならない。点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

- ・制動装置及び操縦装置の機能
- ・荷役装置及び油圧装置の機能
- ・車輪の異常の有無
- ・前照灯、尾灯、方向指示器及び警音器の機能

◆道交法 第62条

車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が運送法第三章の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等を運転させ、又は運転してはならない。

◆運送法 第47～第50条

(使用者の点検及び整備の義務) 第47条

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

(日常点検) 第47条の2

自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

(定期点検) 第48条

自動車の使用者は、法に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準(自動車点検基準)により自動車を点検しなければならない。

(点検整備記録簿) 第49条

点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、点検又は整備をしたときは必要な事項を記載しなければならない。

(整備管理者) 第50条

自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関して、使用の本拠ごとに自動車の点検及び整備に関する実務の経験等の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

◆運送法施行規則 第31条の4

整備管理者に求められる、自動車の点検及び整備に関する実務経験その他についての要件は、次の各号のいずれかに該当すること。

- 一 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して二年以上実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者であること。
- 二 自動車整備士技能検定規則の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。
- 三 前二号に掲げる技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有すること。

◆運送法 第52条

大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から十五日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

◆運送法 第57条

国土交通大臣は、自動車を使用し、又は運行する者が、自動車の点検及び整備の実施の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする手引(自動車の点検及び整備に関する手引)を作成し、これを公表するものとする。

- ・日常点検、定期点検の実施の方法
- ・前号に規定する点検の結果必要となる整備の実施の方法

・前二号に掲げるもののほか、点検及び整備に関し必要な事項

◆機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱 昭62.2.13 基発第60号
(安全な構造及び機能を有するごみ収集車の使用)

事業者は、昭和62年4月以降に製造されたごみ収集車については、安全指導基準に適合しているものを使用すること。

(定期自主点検等の実施)

事業者は、ごみ収集車について、次の(1)から(4)までに定めるところにより定期自主点検等を行うこと。

(1) 年次点検、(2) 月例点検、(3) 作業開始前点検、(4) 定期自主点検の記録

(標準的作業方法(安全作業マニュアル)の作成及びその周知徹底)

事業者は、労働災害を防止するため、当該ごみ収集作業等について、標準的な作業方法を作成し、これを関係労働者に周知徹底させること。

◆消防法 第14条の3の2 → 移動タンク貯蔵所(タンクローリー)の定期点検

政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。

定期点検・整備計画表(年度)

平成 年 月 日作成

登録番号 (車検予定日)	月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	項目	定 施												
00-△△△△ (4月 2日)	予 実	定 施	③ 4月9日			③			③			③		
00-△△△△ (6月 10日)	予 実	定 施			③ 6月18日			③			③			③
00-△△〇〇 (11月 18日)	予 実	定 施		③ 5月21日			③			③			③	
00-△△〇△ (10月 14日)	予 実	定 施	⑤ 4月23日						⑥					
00-△〇△〇 (月 日)	予 実	定 施					⑥						⑥	
(月 日)	予 実	定 施												
(月 日)	予 実	定 施												
(月 日)	予 実	定 施												
(月 日)	予 実	定 施												
(月 日)	予 実	定 施												
(月 日)	予 実	定 施												
(月 日)	予 実	定 施												
(月 日)	予 実	定 施												
(月 日)	予 実	定 施												
(月 日)	予 実	定 施												
(月 日)	予 実	定 施												

③・・・3ヶ月点検(車両総重量8トン以上) ④・・・6ヶ月点検(車両総重量8トン未満)

注:斜体字は記入例